

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課 (06－6208－7872)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	是正命令
概要	駐車場法の規定により、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500㎡以上の路外駐車場を設置する場合は、駐車場法施行令の技術的基準を満たす必要がありますが、市長は、当該路外駐車場の構造及び設備が同法施行令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。 また、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）第11条及び第19条 駐車場法施行令（昭和32年12月13日政令第340号）第 7 条から第15条まで
処分基準	市長は、路外駐車場の構造及び設備が駐車場法第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準（駐車場法施行令（昭和32年12月13日政令第340号）第 7 条から第 1 5 条まで）に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 この場合において、市長は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005181.html
備考	